

3大都市圏からのUIターンを応援！



那須塩原市 移住サポート 助成金

要件を満たした
3大都市圏からの
移住者へ

単身
10万円

引越し費用に！
敷金・礼金に！
車の頭金に！

世帯

15万円

助成します！

用途は
自由！



SHINKANSEN



ONSEN



LIBRARY



★ 那須塩原市では3大都市圏からの移住促進に向けて、下記要件をすべて満たした方に対し、以下の金額を助成します。
(※ 那須塩原市移住支援助成金の交付対象者は対象外となります)

移住元（転入前）の要件

- ✓ 那須塩原市住民票を移す直前の10年間のうち
通算5年以上、かつ那須塩原市に住民票を移す直前
に連続して1年以上3大都市圏に在住していたこと

3大都市圏

- 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）
- 名古屋圏（愛知県、岐阜県、三重県）
- 大阪圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県）



移住先（転入後）の要件

1. 令和5年4月1日以降に転入し、転入時において
50歳未満であること
2. ①～③のいずれかに該当すること
 - ① テレワークにより、移住元の業務を継続して行うこと
 - ② 那須塩原市内企業等へ週20時間以上の無期雇用で
就職し、3か月以上在籍していること
※ 転勤・出向・出張又は研修による勤務地の変更でなく
新規の雇用であること
 - ③ 那須塩原市内で起業し、法人登記又は開業届出を行い、
開業から3か月以上経過していること



[交付金額] 単身 10万円 世帯 15万円

[申請期間] 転入後3か月後～1年以内 ※申請には事前相談が必要です。移住促進センターまで相談予約をお願いします。

(注意) こちらの補助金は返還しなければならない場合があります …3年以内の転出：**全額返還** / 3年以上5年以内の転出：**半額返還**

[那須塩原市移住促進センター] 開館時間：9：00～17：00 休館日：水曜日・年末年始
〒329-3157 栃木県那須塩原市大原間西1-11-1 (市民活動センター内)
☎ 0287-73-5742 FAX：0287-73-5743 ✉ kikakuseisaku@city.nasushiobara.tochigi.jp



移住促進
センター
HP